

くれ子育てねっと等広告掲載取扱要領に係る運用基準

この基準は、くれ子育てねっと等広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものである。

1 広告主の範囲

行政の品位を損なうおそれ又は市民に不利益を与えるおそれのある業種や業者等及び集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の広告は掲載しない。

- （例）
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で「風俗営業」と規定される業種及び風俗営業類似の業種
 - ・ 消費者金融
 - ・ 賭博性が認められる業種や業者
 - ・ 社会問題を起こしている業種や業者

2 掲載しない広告

要領第3条第10号に規定する広告として適当でないと判断するものとは、次のとおりとする。

- (1) 申込者が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
- (2) 申込者以外の者の広告となるもの
- (3) 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明のもの
- (4) 権利関係などを確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの
- (5) 不動産の表示に関する公正競争規約（不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第1項の規定に基づき公正取引委員会が認定したもの）における表示に関する規定に反するもの
- (6) 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、内容が不明確なもの
- (7) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの
- (8) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種に関するもの
- (10) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (11) 私的な秘密事項の調査を業とするもの

- (12) ギャンブルを奨励する内容のもの
- (13) 喫煙行為を奨励する内容のもの
- (14) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団に関するもの
- (15) 寄付金の募集に関するもの
- (16) いわゆる健康食品に関するもので、医薬品的な効能・効果を表現しているもの
- (17) 皇室の写真、紋章、その他皇室関係のものを使用したもの
- (18) 個人・団体の意見広告、名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び売名目的のもの
- (19) 社会問題などについての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの
- (20) 公的機関・行政機関から指名停止などの行政指導又は処分を受け、その後も改善がなされていない者のもの
- (21) あたかも呉市が推奨しているかのような表現を含むもの又はくれ子育てねっと等の一部であるかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (22) 呉市の推進している施策に反するもの
- (23) 呉市の市税を滞納している者に係るもの
- (24) その他当該申込者に係る情報を考慮し、掲載が適当でないと要領第10条に規定する広告審査会が判断するもの

3 広告の表現について

くれ子育てねっと等に広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、
要

領に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、必要な事項を仕様書に定める。

付則

この基準は、平成23年2月18日から施行する。